



信頼できる 労働安全衛生データ 収集のための課題

国連の持続可能な開発のためのアジェンダ 2030 並びに国際労働機関（ILO）の労働安全衛生（OSH）関連条約、勧告及び議定書の下で、各国は信頼できる OSH データを収集し活用することを約束している。[\[1\]](#) このため、各国は以下の目的達成に活用できる信頼性の高い労働災害及び職業病関連資料の作成につながる効果的な OSH データ収集システムを確立しなければならない：新しい危害要因・リスクを発見；危険性の高い産業分野、職業、ビジネスモデル及び慣行を特定；政策、制度及びプログラム（国際、国、企業レベル）の策定；優先順位の決定；進捗度の測定。効果的な OSH データ収集システムを確立する上での課題は広く認識されており、各国は、システムを確立・運用する際に、これらの課題に対処する必要がある。以下、OSH データ収集に関連する課題を A) 適用範囲；B) 精度；C) 比較可能性；D) 適時性の四分類で解説する。

適用範囲

この課題は、OSH データの記録及び届出の法的要件の適用と関連する。

多くの国の労働安全衛生及び労災保険の法的枠組みは包括的ではない。すなわち法的枠組みは、すべ

ての経済分野及びすべての形態の使用者・労働者を対象としているわけではない。したがって、これらの法的枠組みの下で必要とされる労働災害および職業病の記録及び届出は、多くの使用者及び労働者に及んでいない。法的枠組みの適用から除外されることが多い分野には、農業部門、家事労働部門および公共部門がある。対象外の使用者や労働者には、小規模な使用者、非公式経済で活動する使用者・労働者、自営業者、移住労働者、季節労働者、臨時労働者、パートタイマーなどがある。こうした適用範囲の限定は、重大な過小報告をもたらし、収集されたデータの信頼性と有効利用の限界につながる。移住労働者の増加、労働者の高齢化、一時的・臨時・パートタイム労働者の増加など現在及び将来の労働に関する傾向は、これらの法的枠組みの適用範囲における既存のギャップをさらに増大させ、労働安全衛生の向上のための努力の妨げになる。

記録と届出の要件は、労働関連性がないという理由以外の理由により、一定の業務関連の死亡、負傷、病気に適用されないことが多い。ILO は、毎年、疾病が 200 万人以上の労働関連死の原因であると推定しているが、多くの場合職業病は記録と届出の要件から完全に除外されているか、あるいは記録と届出の要件適用のための職業病のリストにある疾病に限られているため適用されていない。[\[2\]](#)

多くの国において、けがや病気を引き起こす可能性のある危険な事故の報告や、職業病の疑いのある症例の報告は法的要件ではない。労働災害や職業病の予防には、事故や疾病が発生する前に危害要因の排除とリスクの特定が必要であり、危険な事故に関するデータや職業病の疑いのある症例のデータは予防文化の創造にとっても重要であるがその収集は容易ではない。

記録と届出の要件は、しばしば労災保険制度の一部であり、使用者は保険制度の下で多くの場合補償対象となる労災死傷及び職業病のみを権限のある機関に届出しなければならない。このように補償対象の死亡、傷害及び疾病のみの記録と届出が法定要件となるとすると、しばしば過少報告につながり、収集されたデータの信頼性および有効利用が損なわれる。

正確性

この課題は、結果としてデータの正確性に悪影響を及ぼす過小報告を招く障壁と関連する。

法的枠組みが包括的であっても、OSH データ収集システムは、正確なデータを収集するために次の障壁を克服する必要がある。

- 使用者、労働者及び医療従事者等の関係者における、労働災害、職業病、危険な事故及び職業病の疑いのある症例を記録及び届出する義務があることについての知識および理解の欠如
- 記録と届出の処理・手続きに必要な時間と労力
- けがをした労働者にとって不利益を生ずる可能性
- 使用者の評判への悪影響
- 使用者にとっての好ましくない財政的・法的責任
- 軽微な労災事故や危険な事故への対応における文化的な違い
- 職業病発症の潜伏期間 [3]

記録及び届出のシステムの確立と運用に際し、責任のある機関、社会的パートナーおよびその他の関係者は、記録と届出の法令遵守に対する障壁を排除または最小化するために協議し、協力する必要がある。責任のある機関は、使用者、労働者及びその他の関係者がそれぞれの記録及び届出に関する義務について教育し、また記録及び届出の法令遵守をさせるために必要な人的・財政的資源を必要とする。

職業病及び職業病の疑いのある症例の記録と届出はしばしば正確な診断のための知識と技能の欠如及び有害要因へのばく露がある労働者の定期的健康診断を実施する能力の欠如により悪影響を受ける。その結果、法的枠組みの範囲が包括的であっても、職業病はしばしば見過ごされている。

比較可能性

この課題には、データの一貫性を制限する要因が関連する。

多くの国で、労働安全衛生の責任は、労働、健康、社会保障及び雇用を所管する省、公的及び私的保険機関、並びに医療およびヘルスケア提供機関を始めとする多くの関係機関が分担している。責任ある機関は、国家レベル、地域レベル、地方レベルで活動するものもある。また、それぞれが独自の届出・報告制度及びデータ集積システムを持つことがあるり、しばしば関係機関の間でデータを共有したり統合したりする権限を持っていない。

主要な労働安全衛生用語の定義は、権限ごとに、国ごとに異なる。「労働災害」のような基本的な用語でさえ、一貫して定義されていないため、集められたデータはしばしば集約することが不可能であったり、国内においてあるいは国家間で比較することが不可能であったりする。さらに用語とその定義は、労災保険制度の下での補償の可否を決定する目的で定められていることが多く、労働災害や職業病の予防対策を強化することを目的として定められていない。[4]

労働災害及び職業病の記録及び届出制度が要求する死亡、負傷または疾病、被災労働者についての情報、及び労働災害発生状況は権限ある機関により、また国により大きく異なることがある。

「適用範囲」の課題でも述べたように、職業病リストの内容は国ごとに異なり、多くの国々は業務起因性が明白な疾病（けい肺、中皮腫など）のみ、あるいは業務起因性が明らかだと考えられる疾病（皮膚炎、難聴、反復性疲労負傷）をリストに載せている。しかしながら、職業病には、その病気が職業上のものであるかどうかを認識し決定することが困難なものもある。例えば、長い潜伏期間を特徴とする職業癌については、職場での危害要因へのばく露から数十年が経過した後に現れる臨床症状の前に認識するのが困難である。このように長い潜伏期間がある場合、疾患が業務に起因するかどうかを認識し決定することがより困難になる。

適時性

この課題には、データの収集や分析の妨げや遅延を引き起こす要因が含まれる。

国の労働安全衛生データ作成に際し複数の責任のある機関および他の公的機関または民間団体から集約する必要がある場合、良好なコミュニケーションと継続的な協調と調整がなければ、多くの場合遅れが生じる。

異なる機関や異なる情報源により収集されたデータに一貫性がない場合には、収集されたデータの集約をさらに遅延させ、場合によっては信頼性の高いレポート作成や分析が不可能となる。

参考文献

- [1] ILO Implementation Plan 2030 Agenda for Sustainable development. ILO, Geneva, 2016.
- [2] The Prevention of Occupational Diseases: World Day for Safety and Health at Work Report. ILO, Geneva, 2013.

- [3] National system for recording and notification of occupational diseases: Practical guide. ILO, Geneva, 2013
- [4] Improvement of national reporting, data collection and analysis of occupational accidents and diseases. ILO, Geneva, 2012.